平成２６年（フ）第３７号
山梨県甲州市塩山上井尻1590番地１　グリーンハイツクボタＡ－３
債務者　川村　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
長野市大字中御所169番地
債務者　稲田　秀彦
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
長野県上田市上田169番地７
債務者　新海　和子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３１号
長野県安曇野市三郷温5671番地１、前住所長野県安曇野市豊科南穂高3462番地１　グランデ安曇野306
債務者　齋藤　久子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１０号
長野県岡谷市7733番地、住民票上の住所大阪市西成区花園南２丁目７番13号
債務者　田中由香里
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第４７号
岐阜市六条東２丁目15番４号
債務者　加藤美保子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５５号
岐阜県羽島郡岐南町若宮地３丁目67番地、前住所岐阜県瑞穂市十九条416番地８
債務者　岩田　秀幸
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６７号
岐阜市鷺山2563番地57　県立千草寮
債務者　宮沢　康子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６８号
岐阜県各務原市那加住吉町２丁目70番地
フォレスタＡ棟202号
債務者　加納　拓磨
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３４号
静岡県賀茂郡松崎町江奈134番地の４
債務者　三津あけみ
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第３９９号
兵庫県神崎郡福崎町東田原486番地
債務者　長澤　純子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２３号
兵庫県赤穂市加里屋2516番地24、従前の住所兵庫県赤穂市尾崎3117番地72
債務者　鈴木　教浩（旧姓河内）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６１号
兵庫県加古川市尾上町養田580番地の２
債務者　杠　　好雄
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第９５号
兵庫県姫路市兼田383番地４　リバーサイド市川205号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町東南629番地５
債務者　岩佐　千加
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３２号
奈良県大和郡山市筒井町463番地１　ふぁみーゆ筒井408号
債務者　佐藤　康丈
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５３号
奈良市富雄北２丁目11番27号　グリーンハイツ富雄202号
債務者　井上　和明
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７１号
奈良市青山１丁目１番地　２－104号
債務者　寺田　秀貴
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
奈良地方裁判所